

生徒心得

八女工業高等学校の生徒は、高校生としての自覚に基づき、常に人格の形成と向上を目指し、また知識や技能の修得及び体力の増進に努めつつ個性の伸展を図るとともに、学校ならびに社会の一員であることを自覚し、互いに協力して自由で健全な学校を創り上げるよう心掛けなければならない。さらに、生徒としてのみならず、社会人として成長していくための不断の努力を惜しんではならない。

生活目標

- (1) 基本的な生活習慣や態度を身につけよう。
- (2) 礼儀の基本である「あいさつ」を励行しよう。
- (3) 清潔で端正な身だしなみを心掛けよう。
(就職・進学・公務員試験に臨める身だしなみを常に心がけよう。)
- (4) 公共物を大切にしよう。
前記の生活目標を実現するために、日常心得ておくべき生活規範を定める。

(1) 風 紀

- ア 本校生徒としての誇りを堅持し、品性を高めること。
- イ 集団の規律を尊び、礼儀を重んじること。
- ウ 以下のことを守ること。
 - ① 喫煙・飲酒及び薬物の使用の禁止。
 - ② 凶器及びその他禁制品所持の禁止。
 - ③ パチンコ店・ギャンブル場等高校生として、ふさわしくない場所への出入り禁止。
 - ④ 金銭や貴重品の貸借禁止。
 - ⑤ 携帯電話は校内では電源を切り使用しないなど、携帯電話についての規定は別に定める。
 - ⑥ ゲーム機やトランプなど学習活動に不要物の校内への持ち込み禁止。
 - ⑦ その他、法律に触れる行為の禁止。

(2) 通 学

通学は、交通規則を守り交通安全に努める。また、時間的なゆとりを持ち通学するために、バイク通学生は8時30分、その他の生徒は8時40分までに登校（校門を通過）すること。

(3) 完全下校時間

4月～10月 20:00 11月～3月 19:30

(4) 服 装

- ア 学校指定の制服を着用し、所定の位置に科章をつけておくこと。ベルトの色は、黒・紺・茶とし華美にならないこと。なお、冬季制服時は必ずネクタイを締めること。
- イ 冬季に着用する防寒着は、学校指定のコート及び規準を満たすウインドブレーカー（原則、白色）とする。
手袋・マフラーについては特に指定をしないが、華美にならないこと。
なお、校舎内においては、原則、防寒着等を着用しないこと。
- ウ 上履きと下履きの区別を守り、上履きは学校指定のスリッパとする。
下履き（通学靴）は、華美でない運動靴または革靴のローカットのみとする。
- エ 制服やコート類の変形は禁止する。
- オ カラーコンタクト、ピアス等のアクセサリ類やマニキュア、化粧（色付きリップ含む）は禁止する。

- カ 靴下の色は白・黒・紺・グレーでワンポイントまで認める。
くるぶし丈、及び膝が隠れる丈は禁止する。
- キ 下着についてはカッターシャツから色が透けない白系統のものとする。
また、胸のワンポイントまで可とする。

(5) 頭 髪

- ア 着色・脱色・パーマ・ヘアアイロンなどの加工をしないこと。
- イ 眉については、抜いたり、剃ったりしないこと。
- ウ 男子の髪は常に整髪し、前髪は眉を超えない、横髪が耳にあたらない、後ろ髪は襟にかからないようにし、もみあげは耳たぶより上にあるようにすること。
- エ 女子の髪は、肩よりも長い場合は、ヘアゴムで束ねる位置は耳より下とする。前髪は眉を超えない、かかる場合はピン止めをする。また、ヘアピンやヘアゴムの色は黒・紺・茶とする。
- オ サイドとトップの長さが極端に異なる髪型や整髪料等は禁止する。

(6) 食堂利用

- ア 食堂内での飲食は昼休みに限る。指定の椅子に座り、使用した食器等は整頓して返すこと。
- イ 食堂内は土足禁止とする。

(7) 清掃美化

- ア 日常より整理・整頓に心掛け、清潔にすること。
- イ 各クラスに配布してある用具類に破損・消耗が生じたときは、ホームルーム担任に連絡し、補充・整備をおこなうこと。

(8) 公共物の取り扱い

物品は、公私を問わず取り扱いを丁寧にする。備品等を破損又は紛失したときは、直ちにホームルーム担任に届けること。

(9) アルバイト

原則としてアルバイトは禁止する。ただし、特別に事情がある者については考慮する場合があるので所定の「許可願」を申請し、審査を受ける。尚、長期休業中の期間限定で行える場合があるので同じく申請し、審査を受ける。

(10) 各種届 及び 各種願

各種「届」や「願」は、すべてホームルーム担任に報告・連絡・相談をし、当該生徒が関係部署へ提出すること。

○ 交通関係

高校生らしい健全な生活を送るうえで、自ら交通に関する安全を確保し、責任ある行動がとれるよう自覚させることを目的とする。

(1) 総 則

本校では交通問題に関して「乗せて指導する」方針をとっている。従って、原則として誰でも免許の取得が可能である。このような点を踏まえ、免許取得の際には、交通問題に対して十分な認識と責任を自覚しなければならない。

(2) 運転免許の取得について

ア 原動機付自転車（以下、原付バイクと示す）

- ① 取得を希望する者は、事前に保護者確認・了承のうえ「取得願」を生徒育成部に提出すること。なお、原付バイク運転免許取得説明会に保護者同伴で参加すること。
- ② 原付実技講習については、授業や学校行事等に支障のない日に受講を認める。
- ③ 原付免許試験については、長期休業中・学校行事の振替休日に受験すること。
- ④ 原付免許の発行については、長期休業中・学校行事の振替休日に手続きをすること。
- ⑤ 上記について違反した場合は、次の措置をとる。
 - ・ その発覚時点より1カ月間の乗車を禁止する。
 - ・ 特別指導（停学処分を含む）の対象とする。
- ⑥ 受験後その合否を生徒育成部に報告し、所定の手続きを行うこと。
- ⑦ 原付免許を取得した者は、必ず「二輪車安全教室」に参加すること。
- ⑧ 乗車の際は、交通ルールを守り、ヘルメットはフルフェイスとする。

イ 自動二輪車

- ① 自動二輪車の免許取得は禁止する。
- ② 取得した場合には、次の措置をとる。
 - ・ その発覚時点より卒業式まで乗車を認めない。
 - ・ 特別指導（停学処分を含む）の対象とする。

ウ 普通自動車・準中型自動車

- ① 3年生に対してのみ、取得を許可する。
- ② 取得を希望する者は、事前に保護者連署のうえ「取得願」を、生徒育成部に提出すること。なお、第1学期に実施する運転免許取得説明会には、生徒及び保護者は参加して交通安全に対する意識の高揚を図る。
- ③ 自動車学校入校（受講開始）については、本校規定により、10月以降（詳細については後日連絡）とする。なお、仮・本免許取得試験については、休業日、冬季休業中及び学年末考査終了後の出校日を除く日とする。
- ④ 上記について違反した場合は、次の措置をとる。
 - ・ その発覚時点より卒業式まで乗車を認めない。
 - ・ 特別指導（停学処分を含む）の対象とする。
 - ・ 受講期間に違反が発覚した場合は、一時受講を中止し、再開する場合は上記③で指定する期日以降とする。
- ⑤ 交通ルールを守り、常に安全運転に心掛けること。また、運転するときは保護者同乗を条件とする。単独または友人同士での運転はしないこと。違反した場合は、特別指導（停学処分を含む）の対象になる。

(3) バイク通学について

- ア バイク通学は、原則として通学距離が10km以上の者とするが、地理的条件など特別の事情がある者については、考慮する場合があるので、その旨申し出ること。
- イ 希望する者は、所定の「バイク通学許可願」に必要事項を記入し、保護者・担任の承認を得て生徒指導室に提出すること。
- ウ 通学許可の審査は、各学期1回とする。
- エ 許可を受ける者は、バイク通学許可式に保護者同伴で参加すること。その際、バイク・ヘルメットの点検を受け、「ステッカー」をバイク・ヘルメットの指定された箇所に貼ること。

オ バイク通学の条件（違反した者は、バイク通学の停止または取り消しとなる場合がある。）。

- ① 交通ルール・交通マナーを遵守する。
- ② 「ステッカー」は、必ずバイクとヘルメットの両方に貼っておくこと。
- ③ バイクの改造や改造したバイクを購入しない。また、中古バイクの購入や譲り受けバイクでの通学希望者は、事前に画像等で確認・許可を得ること。
- ④ 校内はエンジンを停止し、指定された場所以外には駐輪しないこと。

カ バイク・ヘルメットを変更した場合や免許証の書き換えがあった場合は、速やかにその旨を生徒指導室へ届け、必要に応じて「ステッカー」の再交付および免許証確認を受けること。

キ バイク通学者で遅刻の多い者については、通学許可を取り消す場合がある。

ク 携帯電話・携帯型音楽プレーヤー等を使用しながらの運転を絶対しないこと。

ケ 無許可でバイク通学をした者は、次の措置をとる。

- ① その発覚時点より1カ月間の乗車を禁止する。
- ② 特別指導（停学処分を含む）の対象とする。

（４） 自転車通学について

ア 希望する者は「自転車通学届」（しおりに綴じ込み）を、担任を通じて生徒指導室に提出し、自転車の点検を受けた後、「ステッカー」を後部泥よけ等見えやすいところに貼ること。

イ 交通ルール・マナーを守り、バイクによるけん引等の危険行為を絶対しないこと。

ウ 傘さし運転・携帯電話・携帯型音楽プレーヤー等を使用しながらの運転を絶対しないこと。

エ ドロップハンドルは、体への負担や視野が狭くなる等の理由から推奨しない。

オ 自転車損害賠償責任保険等に必ず加入すること。

カ 上記について違反した場合は、特別指導（停学処分を含む）の対象となる。

（５） 交通事故・交通違反について

交通事故・交通違反を起こした場合は、速やかに担任に報告して「交通事故報告書・交通違反報告書」を生徒指導室に提出すること。

（６） 免許証の紛失について

免許証を紛失した場合には、速やかにその旨を生徒指導室へ届け出ること。